

改正

平成15年3月28日規則第6号

平成18年3月15日規則第8号

平成18年11月8日規則第29号

平成20年6月24日規則第13号

平成27年3月30日規則第9号

平成29年12月19日規則第12号

開成町小児の医療費の助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、開成町小児の医療費の助成に関する条例（平成7年開成町条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める法律)

第2条 条例第3条第1項に規定する規則で定める法律は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(所得の範囲)

第3条 条例第3条第1項第2号に規定する所得の範囲は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

(規則で定める額)

第4条 条例第3条第1項第2号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 扶養親族等及び児童がない場合 532万円
- (2) 扶養親族等又は児童がある場合 532万円に当該扶養親族等又は児童1人につき38万円（当該扶養親族等が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養

親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき44万円)を加算した額

(所得の額の計算方法)

第5条 条例第3条第1項第2号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度(以下「当該年度」という。)分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の金額の合計額から8万円を控除した額とする。

2 前項に規定する市町村民税につき、次の各号のいずれかに該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

- (1) 地方税法第314条の2第1項第1号、第2号又は第4号に規定する控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額又は小規模企業共済等掛金控除額に相当する額
- (2) 地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者 その控除の対象となった障害者1人につき27万円(当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円)
- (3) 地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者 27万円(当該控除を受けた者が同条第3項に規定する寡婦である場合には、35万円)
- (4) 地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者 27万円

(規則で定める施設)

第6条 条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める施設は、次の各号に掲げる施設(通所により利用する施設を除く。)とする。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設(母子生活支援施設を除く。)
- (2) 前号に掲げる施設のほか、条例第4条に規定する小児に係る医療保険各法による被保険者(国民健康保険法による場合には、世帯主)その他これに準ずる者が負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設

(規則で定める医療費助成事業)

第7条 条例第3条第2項第3号に規定する規則で定める医療費助成事業は、次に掲げる事業とす

る。

- (1) 開成町重度障害者医療費助成事業
- (2) 開成町ひとり親家庭等医療費助成事業
(規則で定める額)

第8条 条例第4条に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 医療保険各法の規定により定めた条例、規約、定款、運営規則等で、当該法令に規定する保険給付に併せて、これに準ずる給付を行う旨を定めた場合には、その規定により医療に関する給付を受けることができる額
- (2) 医療保険各法の規定による入院時食事療養費に係る標準負担額
- (3) 他の法令等の規定により医療に関する給付を受けることができる場合の当該給付の限度額
(助成の方法の特例)

第9条 条例第5条第2項に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 医療保険各法により幼児等に係る療養費、家族療養費又は移送費が支給されたとき。
- (2) 前号に規定する場合のほか、町長が特別に必要があると認めたとき。

2 条例第5条第2項又は第3項に規定する方法により医療費の助成を受けようとする対象者は、小児医療費助成申請書(第1号様式)により町長に申請しなければならない。

3 前項の申請には、第1項第1号の療養費、家族療養費又は移送費の支給を証する書類を添付しなければならない。

(医療証の交付申請等)

第10条 条例第6条の規定による申請は、小児医療費助成事業医療証交付申請書(第2号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 医療保険各法による被扶養者(国民健康保険法による場合には、被保険者)であることを証する書類
- (2) 幼児等を養育していることを証する書類
- (3) 条例第2条第5項に規定する者の前年(養育している幼児等が1月1日から6月30日までの間に生まれた場合には、前々年)の所得の状況を証する書類

2 町長は、前項の申請があった場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したときは、医療証(第3号様式)を交付し、又は同条に規定する対象者でないと決定したときは、小児医療費助成事業医療証交付申請却下通知書(第4号様式)により通知する。

(医療証の有効期間)

第11条 医療証の有効期間は、交付を受けた際の幼児等の年齢の次の年齢に達した日の属する月の末日までとする。ただし、満12歳に達した幼児の医療証の有効期限は、満12歳に達した日以後の最初に到来する3月31日までとする。

2 前項の医療証は、満年齢に達した日の属する月の翌月の初日に更新する。ただし、満12歳に達した幼児に交付している医療証は更新しない。

(医療証の再交付)

第12条 対象者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、小児医療費助成事業医療証再交付申請書(第5号様式)により町長に医療証の再交付を申請することができる。

2 医療証を破り、又は汚したときの前項の申請には、その医療証を添えなければならない。

3 対象者は、医療証の再交付を受けた後において、失った医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を町長に返還しなければならない。

(医療証の返還)

第13条 対象者は、その資格を喪失したときは、速やかに医療証を町長に返還しなければならない。

(届出)

第14条 条例第7条に規定する届出は、小児医療費助成事業申請事項変更(消滅)届(第6号様式)に医療証を添えて行わなければならない。

(受給資格消滅の通知)

第15条 町長は、対象者が条例第3条に規定する対象者に該当しなくなったと認めたときは、小児医療費助成事業受給資格消滅通知書(第7号様式)により当該対象者に通知する。ただし、対象者が死亡した場合は、この限りでない。

(添付書類の省略)

第16条 町長は、この規則に規定する申請書の添付書類により証明すべき事項を公簿等により確認することができる場合には、当該添付書類を省略することができる。

附 則

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前において、小児医療費助成事業の事務に関し作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (平成15年3月28日規則第6号)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

2 この規則による改正後の開成町小児の医療費の助成に関する条例施行規則第4条の規定は、平

成14年4月1日以降の医療に係る費用の助成について適用し、同日前の医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月15日規則第8号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、この規則による改正後の開成町小児の医療費の助成に関する条例施行規則第9条、第11条及び第12条の規定は平成14年10月1日から適用する。

附 則（平成18年11月8日規則第29号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の開成町小児の医療費助成に関する条例施行規則の規定は、平成18年6月1日から適用する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の小児の医療費の助成に関する条例施行規則第4号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成20年6月24日規則第13号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の開成町小児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規定の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月30日規則第9号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の開成町小児の医療費の助成に関する条例施行規則は、この規定の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成29年12月19日規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の開成町小児の医療費の助成に関する条例施行規則は、この規定の施行の日以後に受け

た医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療にかかる医療費の助成は、なお従前の例による。

様式（省略）